

泉崎村地域防災計画修正案に関する意見提出書

No.	該当箇所	ページ	具体的な該当箇所	意見内容	意見の理由	備 考	機関名	村の対応
1	第1部 第3節 第1	11	村の自然条件	「降水量は、年間1,410 mm 程度であり、」 ⇒「降水量は、年間1,410 mm 程度であり、」	一般に雨量の単位はmm（ミリメートル）ですが、ご確認をお願いします。		福島地方気象台	修正しました
2	第1部 第4節 第1	14	1 内陸の直下型（内陸型）地震 （４）その他の断層 …湯ノ岳断層及び井戸沢断層沿いに正断層型の地震断層が確認されたほか、独立行政法人産業技術総合研究所の調査では、新たに塩ノ平断層の活動が確認されており、これらの断層は、…」	「…湯ノ岳断層及び井戸沢断層沿いに正断層型の地震断層が確認された。ほか、独立行政法人産業技術総合研究所の調査では、新たに塩ノ平断層の活動が確認されており、これらの断層は、…」 のように修正してはいかがでしょうか。	産総研活断層データベースに「塩ノ平起震断層」または「塩ノ平活動セグメント」の登録が無いので、産総研が「塩ノ平断層」を活断層として認定した訳ではないと考えられるため。なお、産総研の現地調査報告から、他所属の研究者が塩ノ平断層と命名した断層について、産総研は井戸沢断層の一部と認識していることが伺われます。	・活断層データベース： https://gbank.gsj.jp/activefault/search ・2011年4月11日福島県浜通りの地震に伴い井戸沢断層に沿って出現した地震断層の緊急現地調査報告（産総研）： https://unit.aist.go.jp/iev/reports/jishin/tohoku/report/idosawa/index.html	福島地方気象台	修正しました
3	第1部 第4節 第1	16	【東日本大震災の規模、被害の概要】 （平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第1794報）令和5年12月18日現在）	「（平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第1798報）令和6年12月9日現在）」 のように修正してはいかがでしょうか。	最新の情報に更新	福島県URL： https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/shinsai-higaijokyo.html	福島地方気象台	修正しました
4	第1部 第4節 第1	19	【福島県及び周辺の主要活断層帯と海溝で起こる地震の発生確率】 表内 宮城県沖の陸寄りの地震 （宮城県沖地震） 地震発生確率（30年以内）	「70%～90%」を「80%～90%」に修正してはいかがでしょうか。	最新の情報に更新 令和7年1月1日で評価が変わっています。	地震本部URL： https://www.jishin.go.jp/evaluation/long_term_evaluation/chousa_25jan_kakuritsu_index/	福島地方気象台	修正しました
5	第1部 第4節 第1	19	【福島県及び周辺の主要活断層帯と海溝で起こる地震の発生確率】 表下 地震調査研究推進本部ホームページより（算定基準日：2022年1月1日）	地震調査研究推進本部ホームページより（算定基準日：2025年1月1日） へ修正してはいかがでしょうか。	最新の情報に更新 令和7年1月1日で評価が変わっています。	地震本部URL： https://www.jishin.go.jp/evaluation/long_term_evaluation/chousa_25jan_kakuritsu_index/	福島地方気象台	修正しました
6	第2部 第1章 第2節 第2	49	2 防災事務連絡システム	県から配信される、気象台からの気象情報や県河川流域総合情報システムの雨量・水位情報及び土砂災害情報などが県の各機関、市町村及び消防機関へ配信されている。について、村はインターネットを利用して気象情報や被害状況等を地域住民へ情報提供する。	同システムでの情報配信元を明示し、その配信情報を村でどう活用するかを示してはいかがでしょうか。		福島地方気象台	修正しました
7	第2部 第1章 第7節 第1	64	【洪水に関する避難指示等の判断基準】	判断基準全て（区分：警戒レベル3～5）	村内を流れる泉川は、洪水予報河川や水位周知河川ではなく、同河川の3つの水位観測所の基準もレベル3は設定されておりません。さらに泉崎村の浸水ハザードマップでは泉川周辺での洪水による浸水被害は見当たらず、村南部の阿武隈川流域に浸水が予想される区域が存在します。このことから阿武隈川での洪水に関する避難指示等の判断基準とするか、泉川を判断基準とするのであれば、内閣府の避難情報に関するガイドライン（p73 4.4.2(3)その他の河川等）を参考に記載してみてもはいかがでしょうか。		福島地方気象台	「避難情報に関するガイドライン」のその他の河川を参考に修正しました

泉崎村地域防災計画修正案に関する意見提出書

No.	該当箇所	ページ	具体的な該当箇所	意見内容	意見の理由	備 考	機関名	村の対応
8	第2部 第1章 第7節	65	【土砂災害に関する避難情報の判断基準】表 【警戒レベル3】高齢者等避難 の判断基準	2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合	・2 項は貴村が該当の基準をお持ちでないなら削除してください。		福島地方気象台	基準がないので削除しました
9	第2部 第1章 第7節 第1	65	【土砂災害に関する避難情報の判断基準】 情報入手先	・気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jma/index.html ・土砂キキクル https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land	気象庁ホームページの紹介の下に土砂キキクルの記述を追加してはいいかがか。 気象庁ホームページ中に、P67にある洪水キキクルのように、土砂キキクルのページがあります。		福島地方気象台	修正しました
10	第2部 第2章 第2節 第1	103	1 村災害対策本部設置前の体制 (1) 前配備及び警戒配備	表中、「警戒配備」の「配備時期」 2 キキクル（大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁HP）により、村域内に「警戒」(赤色表示)が表示されたとき。	・」が記載漏れ ・誤りではありませんが、一般的な表記（「警戒」（赤））をご提案します。		福島地方気象台	修正しました
11	第2部 第2章 第2節 第1	104	2 村災害対策本部設置後の体制 (1) 第1 非常配備	表中の「配備時期」 4 キキクル（大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁HP）により、村域内に「危険」(紫色表示)が表示されたとき。	・」が記載漏れ ・誤りではありませんが、一般的な表記（「危険」（紫））をご提案します。		福島地方気象台	修正しました
12	第2部 第2章 第2節 第1	104	2 村災害対策本部設置後の体制 (2) 第2 非常配備	表中の「配備時期」 キキクル（大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁HP）により、村域内に「災害切迫」(黒色表示)が表示されたとき。	・」が記載漏れ ・誤りではありませんが、一般的な表記（「災害切迫」（黒））をご提案します。		福島地方気象台	修正しました
13	第2部 第2章 第3節 第1	108	1 定義と種類について (1) 定義	「情報」削除してはいいかがでしょうか。	(2) 種類 にも記載されているため。		福島地方気象台	修正しました
14	第2部 第2章 第3節 第1	109	1 定義と種類について (2) 種類 (注) の内容	「…、 <u>地面現象特別警報</u> はその警報事項を気象特別警報に、…」 ⇒「…、 <u>土砂崩れ特別警報</u> はその警報事項を気象特別警報に、…」	昨年度、「地面現象特別警報」は「土砂崩れ特別警報」という名称に変更されたため。	e-Gov法令検索サイト（気象業務法施行令第五条） https://laws.e-gov.go.jp/law/327CO0000000471/	福島地方気象台	修正しました
15	第2部 第2章 第3節 第1	109	1 定義と種類について (2) 種類 Ⅰ 情報	(ア)福島県気象情報 顕著な大雪に関する福島県気象情報に関する記述については貴村で必要がなければ削除してもかまわないと考えますのでご検討願います。 「会津で大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。」を削除。	顕著な大雪に関する福島県気象情報は福島(会津地方)で運用されているため。		福島地方気象台	修正しました

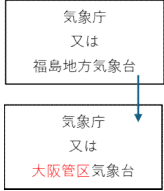
泉崎村地域防災計画修正案に関する意見提出書

No.	該当箇所	ページ	具体的な該当箇所	意見内容	意見の理由	備 考	機関名	村の対応
16	第2部 第2章 第3節 第1	109	1 定義と種類について (2) 種類 エ 情報	(イ)土砂災害警戒情報 市町 村内で危険度が高まっている詳細な領域は・・・	泉崎村の文言に適応させるため。		福島地方気象台	修正しました
17	第2部 第2章 第3節 第1	110	1 定義と種類について (2) 種類 エ 情報	(キ)キキクル（危険度分布） 「土砂災害・浸水害・洪水災害発生危険度の高まりを・・・」 ⇒「 <u>大雨による</u> 土砂災害・浸水害・洪水災害発生危険度の高まりを・・・」	正確を期すため。		福島地方気象台	修正しました
18	第2部 第2章 第3節 第1	111	1 定義と種類について (2) 種類 オ その他	オ その他 (ア)火災気象通報 (イ)スモッグ気象情報 (ウ)大気汚染気象通報 の項目を削除。 ⇒ (ケ)火災気象通報	大気汚染業務の見直し（令和7年1月31日でスモッグ気象情報と大気汚染気象通報を廃止）による修正。		福島地方気象台	修正しました
19	第2部 第2章 第3節 第1	111	2 特別警報・警報・注意報等の伝達の発表基準と構成	(1) 特別警報・警報・注意報 ⇒(1) <u>防災気象情報の発表区分</u>	適正化		福島地方気象台	修正しました
20	第2部 第2章 第3節 第1	111	2 特別警報・警報・注意報等の伝達の発表基準と構成 (2) 発表基準	ア 特別警報 暴風 「 <u>平均風速が陸上18m/s（白河特別地域気象観測所20m/s）以上。</u> 」を削除。	「平均風速が陸上18m/s（白河特別地域気象観測所20m/s）以上」は、中通りにおける暴風警報の発表基準であるため。	・気象庁HP 気象等に関する特別警報の発表基準 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/ku/know/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html	福島地方気象台	修正しました
21	第2部 第2章 第3節 第1	112	2 特別警報・警報・注意報等の伝達の発表基準と構成 (2) 発表基準	イ 警報 暴風 「 <u>平均風速18m/s</u> 」を追記。	他の項目と合わせて暴風警報の基準も記載してはいかがでしょうか。	・気象庁HP 警報・注意報発表基準一覧表（泉崎村） https://www.jma.go.jp/jma/kishou/ku/know/kijun/fukushima/kijun_0746400.pdf	福島地方気象台	修正しました
22	第2部 第2章 第3節 第1	112	2 特別警報・警報・注意報等の伝達の発表基準と構成 (2) 発表基準	文言を一部修正。 イ 警報 暴風雪 「平均風速18m/s 雪を伴う（ 白河特別地域気象観測所20m/s）以上 」	適正化	・気象庁HP 警報・注意報発表基準一覧表（泉崎村） https://www.jma.go.jp/jma/kishou/ku/know/kijun/fukushima/kijun_0746400.pdf	福島地方気象台	修正しました
23	第2部 第2章 第3節 第1	113	2 特別警報・警報・注意報等の伝達の発表基準と構成 (2) 発表基準	文言を一部修正。 ウ 注意報 強風 「平均風速12m/s （白河特別地域気象観測所14m/s）以上 」	適正化	・気象庁HP 警報・注意報発表基準一覧表（泉崎村） https://www.jma.go.jp/jma/kishou/ku/know/kijun/fukushima/kijun_0746400.pdf	福島地方気象台	修正しました

泉崎村地域防災計画修正案に関する意見提出書

No.	該当箇所	ページ	具体的な該当箇所	意見内容	意見の理由	備 考	機関名	村の対応
24	第2部 第2章 第3節 第1	113	2 特別警報・警報・注意報等の伝達の発表基準と構成 (2) 発表基準	文言を一部修正。 ウ 注意報 風雪 「平均風速12m/s 雪を伴う(白河特別地域気象観測所14m/s)以上」	適正化	・気象庁HP 警報・注意報発表基準一覧表 (泉崎村) https://www.jma.go.jp/jma/kishou/ku/know/kijun/fukushima/kijun_0746400.pdf	福島地方気象台	修正しました
25	第2部 第2章 第3節 第2	115	(4) 気象情報の伝達系統	県内における気象情報の伝達系統は次ページに示すとおりである。	修正時にページの体裁に変更がある場合には、それに応じた記述に修正願います。		福島地方気象台	修正しました
26	第2部 第2章 第3節 第2	115	【防災気象情報の伝達系統】図	図の下端注釈 ※二重線の経路は、気象業務法15条及び第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路 ⇒※二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路	記載内容を訂正願います。		福島地方気象台	修正しました
27	第2部 第2章 第10節 第1	141	(1) 実施の責任者及び基準 1行目	「…避難指示等の発令の判断基準(例)をもとに…」 「…以下の表【避難指示等の実施責任者及び基準】の判断基準をもとに…」	「避難指示等の発令の判断基準(例)」がどれを指すのかわかりにくいので、どこに記載されているものなのかを明示してはいかがでしょうか。		福島地方気象台	修正しました
28	第3部 第2章 第3節 第1	260	1 地震情報等の種類とその内容 表中「遠地地震に関する情報」の内容	以下を追記してはいかがでしょうか。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表	適正化	気象庁HP： https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/joho/seisinfo.html	福島地方気象台	修正しました
29	第3部 第2章 第3節 第1	261	1 地震情報等の種類とその内容 表中「その他の情報」	表内における順序について、「その他の情報」が「長周期地震動に関する観測情報」及び「遠地地震に関する情報」の下に来るように変更してはいかがでしょうか。	"その他"で指示する情報に前記二つが含有されるので、適正化のため。	気象庁HP： https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/joho/seisinfo.html	福島地方気象台	修正しました
30	第3部 第2章 第3節 第1	261	3 その他	「津波警報・注意報」を「津波警報等」に修正してはいかがでしょうか。	前行に同様の文言があることから統一するため。		福島地方気象台	修正しました
31	第3部 第2章 第3節 第1	262	5 緊急地震速報 (1) 緊急地震速報の内容・発表条件 【緊急地震速報の発表条件、発表内容】	【緊急地震速報(警報)の発表条件、発表内容】と修正してはいかがでしょうか。	適正化	気象庁HP： https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/nc/shikumi/shousai.html	福島地方気象台	修正しました
32	第3部 第2章 第3節 第1	263	6 地震情報で用いる震度の地域名称と震央地名	「震源・震度に関する情報」を「震源・震度情報」に修正願います。	適正化	気象庁HP： https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/joho/seisinfo.html	福島地方気象台	修正しました

泉崎村地域防災計画修正案に関する意見提出書

No.	該当箇所	ページ	具体的な該当箇所	意見内容	意見の理由	備考	機関名	村の対応
33	第3部 第2章 第3節 第1	264	【地震情報等伝達系統】図		左記の赤字のとおり訂正願います。		福島地方気象台	修正しました
34	第3部 第2章 第22節 第2	276	2 砂防施設等応急対策 (1) 震後点検の実施	「…土砂災害危険箇所…」 ⇒「…<u>土砂災害警戒区域等</u>…」	国砂第208号（令和5年11月10日）により、R6年度より「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」及びこれらの総称としての「土砂災害警戒区域等」を使用し、「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」及びこれらの総称としての「土砂災害危険箇所」を使用しないこととされているため。		福島地方気象台	修正しました
35	第3部 第4章 第2節	282	3 避難場所、避難経路の整備	「…土砂災害危険箇所…」 ⇒「…<u>土砂災害警戒区域等</u>…」	同上		福島地方気象台	修正しました
36	第3部 第4章 第6節	290	2 地域住民等に対する教育・広報	「キ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識」 ⇒「キ 各地域における避難対象地区、<u>土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜）</u>等に関する知識」	同上		福島地方気象台	修正しました
1	第2部 第1章 第6節	62	第2 緊急輸送体制の整備 2 緊急通行車両の事前届出	2 緊急通行車両の確認 村が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについては、あらかじめ公安委員会に緊急通行車両の <u>確認を受け、緊急通行車両確認標章等</u> の交付を受けておく。」	事前届出がなくなったことによる修正		危機管理部 災害対策課	修正しました
2	第2部 第2章 第19節	188	第1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等 1 建設型応急仮設住宅の建設	表中、 建設戸数 の欄の削除	応急仮設住宅の建設戸数について、災害救助法の所管省庁は厚労省ではなく、内閣府に移管されているとともに、全壊等の3割以内という基準については、阪神淡路大震災以降既に廃止されているため。		危機管理部 災害対策課	修正しました
3	第2部 第2章 第19節	189	第1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等 3 住宅の応急修理	応急修理の費用の限度額 (1) 大規模半壊又は半壊、中規模半壊若しくは半壊の被害を受けた世帯 655,000円→<u>717,000円</u> (2) 準半壊の被害を受けた世帯 318,000円→<u>348,000円</u>	令和6年8月1日内閣府告示（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準）改正による。		危機管理部 災害対策課	修正しました
4	第2部 第2章 第19節	189	第1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等 3 住宅の応急修理	応急修理の区分に、「 <u>住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> 」を追加されたい。	住宅の応急修理については、令和5年度の上記告示改正により、「住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理」が追加され、従来の応急修理は、「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」となったため。		危機管理部 災害対策課	修正しました

泉崎村地域防災計画修正案に関する意見提出書

No.	該当箇所	ページ	具体的な該当箇所	意見内容	意見の理由	備 考	機関名	村の対応
5	第2部 第2章 第26節	214	第4 災害救助法による救助の種類等 3 迅速な救助の実施	事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。	救助実施市の指定基準には、「政令で指定する人口50万以上の市」（政令市）という要件があるため、現状では県内市町村での制度利用は想定されていない。		危機管理部 災害対策課	修正しました
1	第1章 第1節	295	表下	「緊急時防護措置準備区域」を「緊急防護措置を準備する区域」に修正願います。	原子力災害対策指針の記載と合わせるため。		原子力安全対策課	修正しました
2	第1章 第2節 第2	296	1 本文5行目	「発電所が所在する村を「所在村」とありますが、「発電所が所在する市町村を「所在市町村」」等に修正願います。もしくは、計画中に「所在村」の文言がありませんので削除願います。	第1章第1節に記載のある発電所の立地市町村が以下のとおりのため。 福島県：楢葉町・富岡町・大熊町・双葉町 新潟県：柏崎市・刈羽村		原子力安全対策課	修正しました
3	第1章 第2節 第4	297	2 本文2行目	{～、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室の統括のもと～}を「～、原子力規制委員会の統括のもと～」に修正願います。	県地域防災計画の記載と合わせるため。		原子力安全対策課	修正しました
4	第1章 第2節 第4	297	4	下記のとおり修正願います。 4 緊急時の住民等の被ばく線量評価体制の整備 県（健康衛生総室）は、国の支援や原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の協力を得て、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、緊急時に甲状腺被ばく線量モニタリング等を対象となる住民等に行い、当該住民等の被ばく線量の評価・推定を適切に行えるよう、必要な資機材（（NaI（Tl））サーベイメータ、甲状腺モニタ、ホールボディカウンタ等）の確保・整備、測定・評価要員の確保、避難所又はその近傍の適所における測定場所の選定等、住民等の被ばく線量評価体制を整備することとしている。 村は、県が実施する緊急時の住民等の被ばく線量評価体制の整備に協力する。	県地域防災計画の記載と合わせるため。		原子力安全対策課	修正しました
5	第1章 第2節 第6	298	2 本文	「なお、県が作成する広域避難計画において、本村は、田村市の避難先に指定されている」等の文言を追記願います。	避難元市町村を明示するため。		原子力安全対策課	修正しました
1	第4部 第3章 第1節 第1	311	2(1)	（修正前）第2部第1章第5節第1「消防力の強化」 （修正後）第2部第1章第4節第1「消防力の強化」	参照誤りのため		危機管理課	修正しました
2	第4部 第3章 第1節 第1	311	3(1)	（修正前）第2部第1章第5節第1「消防力の強化」 （修正後）第2部第1章第4節第1「消防力の強化」	参照誤りのため		危機管理課	修正しました
3	第4部 第4章 第2節 第5	320		（修正前）本部第3章「危険物等災害対策計画」 （修正後）本部第4章「危険物等災害対策計画」	参照誤りのため		危機管理課	第5章に修正しました

泉崎村地域防災計画修正案に関する意見提出書

No.	該当箇所	ページ	具体的な該当箇所	意見内容	意見の理由	備 考	機関名	村の対応
4	第4部 第5章 第1節 第1	323		県計画を参考に、 火薬類 についても追記願いたい ⇒ 4 火薬類	火薬類の火災、爆発による災害に備えるため（県計画との整合性）		危機管理課	追記修正しました
5	第4部 第5章 第1節 第2	324		県計画を参考に、 火薬類 についても追記願いたい ⇒ 4 火薬類	火薬類の火災、爆発による災害に備えるため（県計画との整合性）		危機管理課	追記修正しました
6	第4部 第5章 第2節 第2	327	3	（修正前）第2部第2章第8節「自衛隊災害派遣」 （修正後）第2部第2章第9節「自衛隊災害派遣」	参照誤りのため		危機管理課	修正しました
7	第4部 第2章	307	事故対策	県計画を参考に、「 航空災害対策計画 」についても追記願いたい	左記災害に備えるため（県計画との整合性）		危機管理課	追記修正しました
7	第4部 第7章	337	事故対策	県計画を参考に、「 林野火災対策計画 」についても追記願いたい	左記災害に備えるため（県計画との整合性）		危機管理課	追記修正しました
1	第1部 第1節	4	第5 他の法令に基づく計画との関係	他の法令に基づく防災に関する計画は、この計画を基本として、抵触しないように	災害対策が上位との位置付けの意ですか	疑問	泉崎村民生児童 委員協議会	「災害対策」というより「地域防災計画」が上位。 災対法38条に準じています。 「指定行政機関の長が他の法令の規定に基づいて作成する次に掲げる防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画及び防災業務計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。」 （災害対策基本法38条）
2	第1部 第2節	8	8 住民運動の展開 「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」		その条例の内容は？		泉崎村民生児童 委員協議会	「自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守る」の意識による自主的な活動
3	第2部 第1章 第14節 第3	95	ボランティアの受入体制の整備	3 行目：団体の→団体 に	1.文意が違うのでは 2. 施設名 名指して良いのか？	泉崎南東北リハビリテーション・ケアセンター	泉崎村民生児童 委員協議会	1→修正しました 2→「 村 」に修正しました
4	第2部 第2章 第1節 第2	101	9 村災害対策……内の4行目 「 泉崎村災害対策本部規程 」と有るが		規程が無い		泉崎村民生児童 委員協議会	「 泉崎村災害対策本部所掌事務 」に修正しました
5	第2部 第2章 第2節	105	第2－2－ウ 検討結果を尊重へ報告の上	検討結果を 村長 へ報告の上	変換誤り		泉崎村民生児童 委員協議会	修正しました

泉崎村地域防災計画修正案に関する意見提出書

No.	該当箇所	ページ	具体的な該当箇所	意見内容	意見の理由	備 考	機関名	村の対応
6	第2部 第2章 第2節	107	第5 1 0 行 その 条務 を		条務とは？		泉崎村民生児童 委員協議会	「 業務 」に修正しました
8	第2部 第2章 第3節	115	(4) 1 行目 次ページ	次ページ → 以下	同一ページでも次ページでも対応可		泉崎村民生児童 委員協議会	修正しました
9	第2部 第2章 第3節	115	(5) イ 東(西)日本電信電話(株)	東(西)日本電信電話(株) (NTT)	通称追記で理解しやすく		泉崎村民生児童 委員協議会	修正しました
10	第2部 第2章 第3節	117	資料「被害状況報告書」	資料「 被害状況報告書 」を追加	資料添付無し追加を！		泉崎村民生児童 委員協議会	資料編に様式を追加しました
11	第2部 第2章 第24節	207	ボランティア受入		P.207とP.95の関係？ 受け入れ手続き、南東北？、役所？		泉崎村民生児童 委員協議会	95ページで村に修正しました
	第2部 第1章 第14節	95	ボランティアの受入体制の整備		↑		泉崎村民生児童 委員協議会	修正しました
12	第2部 第2章 第26節	214	第5 福祉避難所(2) 4 行目		特老が被災したときの入所者の扱いは？ この文の意は？		泉崎村民生児童 委員協議会	「 ただし、特別老人施設が被災した場合は、この限りではない。 」を追記修正しました
13	第2部 第1章 第13節	88	第2-1- (4) 世帯の者 才上記	世帯の者 (5)上記以外～	誤記？		泉崎村民生児童 委員協議会	改行です 修正しました
1	資料編	資23	【資料1-6-2】ヘリコプター臨時離着陸場	白河の関トラックステーション 泉崎村立泉崎中学校グラウンド	福島県消防防災ヘリが離着陸する場所に準じてはいかがか？(ただし、原機体ではいずれの場外とも原則離着陸不可であることを申し添えます。ドクターヘリは利用可)		泉崎中島分署	修正しました
1	第1部 第6節	34	5 指定公共機関 ●電力事業者(東北電力(株) (白河営業所))、東北電力ネットワーク(株) (白河電力センター)	●電力事業者(東北電力(株) (福島支店))、東北電力ネットワーク(株) (白河電力センター)	東北電力(株) 白河営業所は、組織整備に伴い、2024年3月より、福島支店へ集約化されたため。		東北電力ネットワーク (株) 白河電力センター	修正しました
1	第1部 第3節 第1	11	1 地勢 18行目	その他約2割	その他が約2割	文のつながりで	泉崎村副村長	修正しました
2	第1部 第3節 第3	13			災害時要援護・要支援・要配慮者	使い分けは必要？	泉崎村副村長	災害時要援護者は 要配慮者 に統一しました
3	第1部 第3節 第3	13	12行目	若年層と	若年層を		泉崎村副村長	修正しました
4	第1部 第4節 第2	23	4(1)ア 7行目	ブロック塀等による	ブロック塀等の 倒壊 による		泉崎村副村長	修正しました

泉崎村地域防災計画修正案に関する意見提出書

No.	該当箇所	ページ	具体的な該当箇所	意見内容	意見の理由	備 考	機関名	村の対応
5	第1部 第4節 第2	24	カ 重要文化財	震度が6強以上となる文化財は7棟	この表現で良いの？		泉崎村副村長	「震度が6強以上で被害を受ける文化財は7棟」に修正しました
7	第3部 第1章 第5節 第1	247	5-1-2応急復旧用資機材の確保	備蓄状況の把握しておく	備蓄状況を把握しておく or備蓄状況の把握をしておく		泉崎村副村長	修正しました
9	資料編	資23	【資料 1 - 6 - 2】ヘリコプター臨時離着陸場	第一小学校	近くを高圧線が通っているが大丈夫か？		泉崎村副村長	中学校に修正しました